

寒川町告示第81号

令和5年度国民健康保険料の料率及び減額を次のとおり決定したので、寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）第16条第3項、第16条の6の6第3項、第16条の11第3項、第20条第2項並びに第20条の3第2項及び第5項の規定により告示する。

令和5年 6月 1日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 一般被保険者に係る基礎賦課額（医療分）の保険料率

（1）所得割	100分の4.80
（2）被保険者均等割	20,900円
（3）世帯別平等割	
ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	19,000円
イ 特定世帯	9,500円
ウ 特定継続世帯	14,250円

2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の保険料率

（1）所得割	100分の2.60
（2）被保険者均等割	10,700円
（3）世帯別平等割	
ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	9,800円
イ 特定世帯	4,900円
ウ 特定継続世帯	7,350円

3 介護納付金賦課額（介護分）の保険料率

（1）所得割	100分の2.20
（2）被保険者均等割	10,700円
（3）世帯別平等割	7,300円

4 基礎賦課額（医療分）の減額

（1）条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）	
ア 被保険者均等割	14,630円
イ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	13,300円
（イ）特定世帯	6,650円

- (ウ) 特定継続世帯 9,980 円
- (2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）
 - ア 被保険者均等割 10,450 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 9,500 円
 - (イ) 特定世帯 4,750 円
 - (ウ) 特定継続世帯 7,130 円
- (3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）
 - ア 被保険者均等割 4,180 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 3,800 円
 - (イ) 特定世帯 1,900 円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,850 円

5 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の減額

- (1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）
 - ア 被保険者均等割 7,490 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 6,860 円
 - (イ) 特定世帯 3,430 円
 - (ウ) 特定継続世帯 5,150 円
- (2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）
 - ア 被保険者均等割 5,350 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 4,900 円
 - (イ) 特定世帯 2,450 円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,680 円
- (3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）
 - ア 被保険者均等割 2,140 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 1,960 円
 - (イ) 特定世帯 980 円
 - (ウ) 特定継続世帯 1,470 円

6 介護納付金賦課額（介護分）の減額

- (1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）
 - ア 被保険者均等割 7,490 円
 - イ 世帯別平等割 5,110 円
- (2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）
 - ア 被保険者均等割 5,350 円
 - イ 世帯別平等割 3,650 円
- (3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	2, 1 4 0 円
イ 世帯別平等割	1, 4 6 0 円

7 基礎賦課額（医療分）の未就学児の被保険者均等割額の減額

（１）条例第 2 0 条の 3 第 1 項に規定する減額（5 割減額） 1 0, 4 5 0 円

（２）条例第 2 0 条の 3 第 3 項に規定する減額

ア 条例第 2 0 条第 1 項第 1 号に規定する保険料の減額（7 割減額）後の減額（5 割減額）
3, 1 4 0 円

イ 条例第 2 0 条第 1 項第 2 号に規定する保険料の減額（5 割減額）後の減額（5 割減額）
5, 2 3 0 円

ウ 条例第 2 0 条第 1 項第 3 号に規定する保険料の減額（2 割減額）後の減額（5 割減額）
8, 3 6 0 円

8 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の未就学児の被保険者均等割額の減額

（１）条例第 2 0 条の 3 第 1 項に規定する減額（5 割減額） 5, 3 5 0 円

（２）条例第 2 0 条の 3 第 3 項に規定する減額

ア 条例第 2 0 条第 1 項第 1 号に規定する保険料の減額（7 割減額）後の減額（5 割減額）
1, 6 1 0 円

イ 条例第 2 0 条第 1 項第 2 号に規定する保険料の減額（5 割減額）後の減額（5 割減額）
2, 6 8 0 円

ウ 条例第 2 0 条第 1 項第 3 号に規定する保険料の減額（2 割減額）後の減額（5 割減額）
4, 2 8 0 円